

胆保健第 号指令

( ) 内は別記より転記  
[ ]

平成 ( ) 年 ( ) 月 ( ) 日申請の特定不妊治療費に対し、金 ( ) 円を交付し、及び同額を助成金の確定額とします。ただし、次の事項を守らなければなりません。

平成 ( ) 年 ( ) 月 ( ) 日

北海道胆振総合振興局長

- 1 この助成金の交付の対象となる経費及び助成金の額は、次のとおりです。

助成事業名	助成対象経費	助成金の額
北海道特定不妊治療費助成事業	( ) 円	( ) 円

- 2 虚偽の申請その他不正な行為があった場合は、この助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し既に交付された助成金があるときは、その返還を命ずることがあります。
- 3 助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 4 助成金の交付を受けた場合は、助成金に関する帳簿及び書類を、助成金の交付に係る特定不妊治療を受けた日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（ 保健環境部保健行政室健康推進課保健係 ）  
TEL 0143-24-9843  
FAX 0143-23-1446